

能代支援学校 いじめ防止対策基本方針

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等及びそれらを実施するための体制について定めます。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」より】

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為であることを学校全体で確認しています。

本校では、教育方針として「この子らは世の光なり」を心として、子ども一人一人の尊厳性を重んじ、愛情に満ちた教育を推進することを第一としています。そして、教育目標「拓く（時代を拓く、教育を開く、子どもの心をひらく）」を掲げ、めざす児童生徒像の一つに「仲良く助け合う子」を挙げており、いじめの絶無をめざしています。

本校の児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることのないよう、いじめは許されない行為であることを理解させます。教職員一人一人が、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、いじめ防止のための対策を行います。

3 いじめの未然防止のための取組

本校の児童生徒をいじめに向かわせることなく、相手を思いやり、お互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができるよう全教育活動を通じて道徳教育や体験活動を推進します。

(1) 児童生徒の自己有用感を育む授業づくり

教師が一人一人の児童生徒が主体的に取り組む授業作りを心がけ、達成感・成就感をもち、自己有用感をもって自尊感情を高めることができますようにします。

(2) 地域交流、地域に貢献する教育活動の展開

交流及び共同学習を推進し、ボランティア活動、職場実習など地域と共に活動し、地域に貢献する教育活動を通して、地域住民や関係機関と関わる機会を多く設定し、連携を深め、地域に見守られながら、児童生徒が好ましい人間関係を形成し、やりがいをもって活動できるようにします。

4 早期発見・即時対応

(1) 早期発見

①日頃から児童生徒と話したり、共に活動したりして、児童生徒のわずかな変化にも気づき、いじめの早期発見を図ります。

②いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査等を実施します。

ア 児童生徒対象のアンケートあるいは聞き取り調査 年2回

イ 保護者との個人面談による聞き取り調査 年3回

ウ 児童生徒及び保護者が、いつでも相談できるよう窓口を設け対応します。

③いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、「校内支援委員会」を定期的で開催します。調査結果や相談があった事案、いじめと疑われる事案があった場合は、緊急に校内支援会議を開催します。

ア 構成員は、校長、教頭、学部主事、地域支援部主任及び校内支援コーディネーター、生徒指導主事、寄宿舎主任指導員、寄宿舎コーディネーター、養護教諭、学

級担任、学年主任

イ 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討
- ・いじめに関する相談等への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案の対応検討、決定
- ・いじめ事案の報告

※ 関係機関との連携が必要な場合は、「拡大支援委員会」を開催します。福祉分野や医療分野、子育て支援員等との協力と連携を図ります。

(2) いじめの早期解決に向けた取組

いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐその行為をやめさせます。

① 正確な実態把握

ア 当事者、周りの児童生徒から個々に聞き取りを行ったり、日頃の行動観察記録などから速やかに事実の有無の確認をします。

イ 関係職員と情報を共有し、事案を正確に把握します。

ウ 緊急校内支援会議を開催します。

② 指導体制、方針決定

ア いじめの事実が確認された場合は、教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にします。

イ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をし、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導、その保護者への助言を継続的に行います。

ウ いじめの現場に居合わせた児童生徒には自分の問題と捉えさせ、周りの大人に知らせよう指導します。

エ はやしたてたり、同調している児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解できるよう指導します。

③インターネット上のいじめへの対応

児童生徒対象に、誹謗中傷メールへの対処方法など情報モラルについての指導を徹底し、インターネット等を通じて行われるいじめを防止します。また、教職員等がネットいじめに迅速に対応できるように、情報モラル研修会等必要な研修を行います。

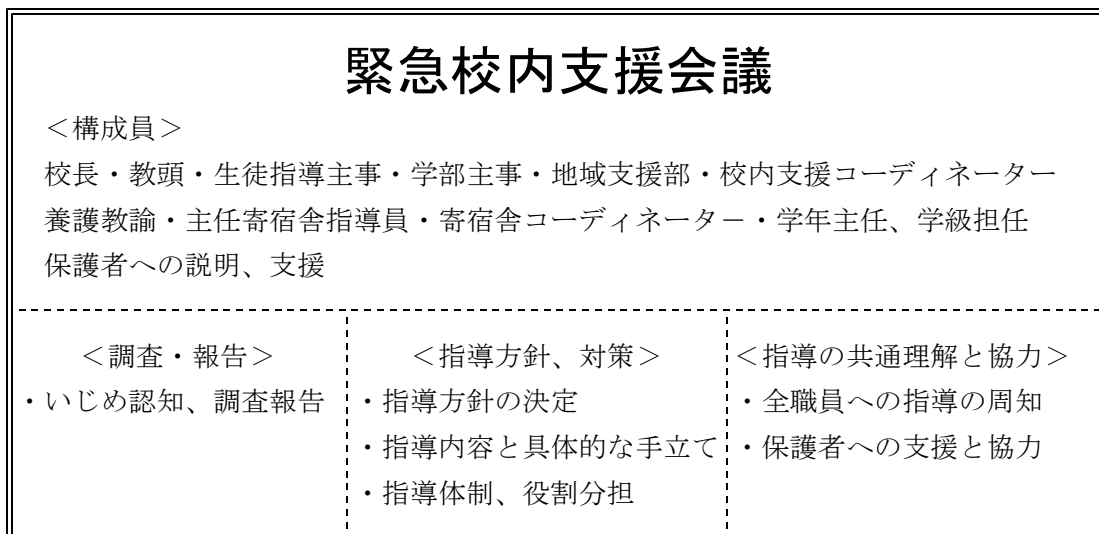
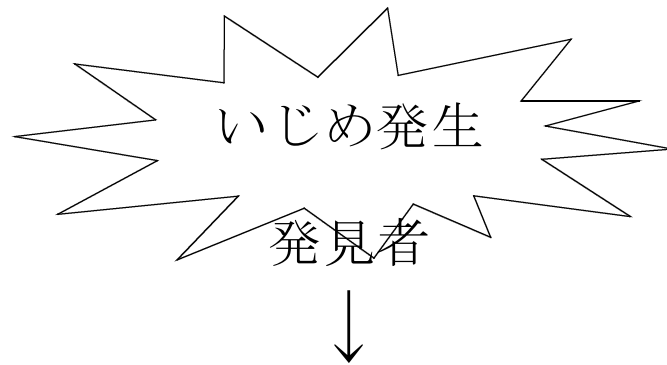
5 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産への重大な被害が生じた場合や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「拡大ケース検討会議（重大事態）」を設置し、迅速に調査に着手します。

- (1) 発生した重大事態のいじめの事案に関する調査
- (2) 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して必要な情報を適切な方法で提供、説明
- (3) 県教育委員会への調査結果報告
- (4) 調査結果について再発防止のための指導の活用

平成29年4月

いじめ対応に向けた校内組織体制



重大事態への対応

